

安田信之著

『ASEAN法』

日本評論社 1996年 x+345ページ

いまいずみ しんや  
今泉 慎也

日本とアジア諸国との交流がさまざまな分野において拡大・深化する中で、これら諸国の法制に関する実際の知識の必要性や学問的関心は高まっている。アジア諸国の法制に関する調査・研究は近年飛躍的に増加しており、また最近では中国法にとどまらず他のアジア諸国の法制を扱った講義を設ける大学も少なくない。研究領域として「アジア法」はすでに定着したと言えるであろう。しかしながら、アジア法に関心ある実務家や学生に対して体系的な知識や全体像を提供する文献がなお少ないことも事実である。東南アジア諸国の法制の概説書として書かれた本書は、このような空白状態を埋める一冊である。

本書の前半では、東南アジア各国の法制が、法史、憲法制度、司法制度を中心に国別に概説されている(2～11章)。対象国は、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマーの10カ国である。市場経済移行に伴う法整備の途上にあるインドシナ諸国や軍政が続くミャンマーについては、文献や法律資料を入手することが難しく、現段階でまとまった形で情報を提供してくれる本書の意義は大きい。

本書の表題のASEAN(東南アジア諸国連合)は、1967年に設立された地域国際機構であるが、冷戦体制下においてその加盟国は西側に属する諸国に限られていた。冷戦終焉後の国際環境の大きな変化の中で、ASEANの求心力は強まり、1995年にベトナムが正式に加盟したほか、ラオス、カンボジア、ミャンマーの加盟がほぼ確実なものとなっている。これら3国がASEAN未加盟にもかかわらず本書で扱われているのは、このような動きを先取りするものである。

第12章「ASEAN法の生成と発展」では、ASEAN

の組織の特徴や地域協力の展開が整理されている。統一法としてのASEAN法の形成はまだ先のことであるとしながらも、その前提となる社会構造には共通のものが生み出されつつあると指摘する。著者があえて表題にASEAN法を用いた背景には、ASEANの拡大によって、単なる比喻ではなく「制度的な実体と東南アジアという文化的特性に根ざしたASEAN法」(14ページ、序章)を構想する時期が近づきつつあるという著者の読みがある(なお、安田信之編『ASEAN法——その諸相と展望——』〔アジア経済研究所 1987年〕においてASEAN法の可能性がすでに論じられている)。

本書の後半では、アジア法を含む非西欧法研究の方法について論じられている。

第13章「非西欧・第三世界法研究方法の整理」では、非西欧法の従来の研究方法として、比較法学(法系論、法継受論)、法社会学(近代化論)、LDS(Law and Development Studies)を取り上げ、批判的検討を行っている。著者は、従来の研究に多く見られた国家法中心主義や西欧中心的な単線の発展論に基づくアプローチを批判し、多元性を特色とする非西欧法の分析には、狭義の法(国家法)だけでなく「生ける法」にまで拡大した法の研究と、当該国の社会的・文化的状況の中に法制を位置づけた比較研究が必要であると強調する。

第14章「アジア法の認識枠組み」では、旧著『アジアの法と社会』(三省堂 1987年)で提示した3法理(共同法理、市場法理、指令法理)が概説されている。本書では新たに「市場の力」「社会の凝集力」という概念を用い、両者の対抗関係によって法と社会の動態的關係を説明しようと試みている。

終章「開発法学の提唱：開発と法政策」では、「開発のための法的諸手段の立案とともにその妥当性を研究する学問分野」(322ページ)としての開発法学を提唱する。上述の3法理に依拠しながら開発法学で用いるべき方法やどのような研究領域を設定すべきかを論じている。開発法学は、アジア法研究に携わる者への視座を提供するものとして興味深く、今後の理論の精緻化と実証研究が期待される。

(アジア経済研究所海外派遣員、在バンコク)

『アジア経済』XXXVIII-5 (1997.5)